

マイナンバー法に基づく地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価  
 第三者点検を受けての修正内容について

	指摘箇所	対応	対応理由
1	P4 システム1 ③他のシステムとの接続 他	「宛名システム等」が具体的にどのシステムを指しているのか明確になるような表記に変更したほうがよいとの意見だったが、修正せず。	該当箇所は個人情報保護委員会の様式の一部であり、変更不可の箇所だったため。
2	P11 システム14 ②システムの機能 他	「④ 既存システム接続機能」等の表現について、「既存」を省いた表現に修正。	既存システムには、現在再構築中の新税務システムも含まれることから、既存をつけることが適切ではないため。
3	P11 システム15 ②システムの機能 他	4情報を「4情報（氏名、住所、性別、生年月日）」の表現に修正。	4情報の意味を明確にすることと他の項目で記載している記載内容を合わせるため。
4	P13 4特定個人情報ファイルを取り扱う理由 「実現が期待されるメリット」	既に特定個人情報ファイルの取り扱いを継続してきているため文言の修正をしたほうがよいとの意見だったが、修正せず。	現在も期待されるメリットとして適正な表現であるため。
5	P58 2.特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の入手を防止するための措置の内容 ③住基CSの参照による取得	住基CSオンライン端末は、住民記録システム再構築後は使用しないのではないかと意見だったが、修正せず。	税務システム標準化後も引き続き使用するため。

	指摘箇所	対応	対応理由
6	P62 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 他	特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ③バックアップデータの遠隔地保管の場合以下を削除、「委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。」を追加。	現在は遠隔地保管を実施していないため。 吹田市の保有する個人情報保護管理要領（業務の委託等）第20条2に規定されている委託先からの管理・監督の状況を発注者に対して報告する記載がないため。
7	P3 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 他	「サーバー」と表記されている箇所を「サーバ」に修正。	表記ゆれがあったため。